

特別管理廃棄物とは

特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分されます。これに該当すると、通常の廃棄物よりも規制が厳しくなります。

区分	種類	性状
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/g-TEQを超えて含有するもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く) (概ね引火点が70度未満の廃油)
	腐食性廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸
	腐食性廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	病院、診療所などの医療機関等から排出される血液や血液等が付着した注射針等の廃棄物で、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又は付着しているおそれのあるもの
	廃PCB等	・廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	・PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
特別管理産業廃棄物	PCB処理物	・廃PCB等、PCB汚染物を処理したもので、基準に適合しないPCB処理物
	廃石綿等 (飛散性のもの)	・建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・石綿含有保温材及びその除去工事から出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣などで石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの及びその作業に使用した防じんマスク、作業衣、集じんフィルター等用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 等
	金属等の有害物質を含む産業廃棄物	イ 燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)に定められた溶出試験、含有試験により一定以上の有害物質が判定基準を超えるもの
	ロ 廃油(右記の廃溶剤に限る。)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
	ダイオキシン類を含む産業廃棄物	産業廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻、ばいじん、汚泥等に含まれるダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの

産業廃棄物の処理方法

原則として、民間の産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

(一部の産業廃棄物は、投入許可を取得すれば資源化センターへの投入(有料)が可能です。)

処理業者へ委託する場合は、委託基準を守らなければなりません。

① 処理業者が的確に処理を実施できる能力を有していることを予め確認しておくこと

産業廃棄物の処理を委託する際、収集運搬・処分それぞれの許可を持つ業者と委託しなければなりません。また、許可は産業廃棄物の種類ごとになっています。そのため、処理を委託する産業廃棄物の種類や処理等が許可された事業の範囲に含まれていることを、予め産業廃棄物処理業者の許可証で確認しておく必要があります。

*産業廃棄物処理業者を具体的に知りたい場合は、自治体ホームページをご覧いただくか、東三河廃棄物処理事業協同組合(☎37-9811)へお問い合わせください。



愛知県内に設置する事業場から生じる産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、事業者が委託前に処理業者の処理能力等を実地にて確認しなければなりません。また契約締結後も年1回以上の確認が必要となります。

② 委託契約書を書面にて締結すること

原則として、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ書面による契約を直接締結しなければなりません。委託契約書は5年間の保存が必要です。

■ 委託契約書に記載する事項 ■

- ア 委託する産業廃棄物の種類、数量
 - イ 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限)
 - ウ 処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、その方法、施設の能力
 - エ (中間処理を委託する場合)最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
 - オ 委託契約の有効期間
 - カ 料金(数量及び単価)
 - キ 受託業者の許可の事業範囲(収集運搬・処分、取り扱える廃棄物の種類)
 - ク 受託業者が適正な処理を行うための情報提供に関する事項(性状、荷姿、性状変化等)
 - ケ 運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項
 - コ 契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- *業務受託者の許可証の写し等の書面を必ず添付してください。



豊橋市では、排出事業者の皆さまの利便向上のため、「標準契約書」を作成しております。詳しく知りたい方は「産業廃棄物処理の手引き*」をご覧ください。

*市ホームページに掲載しています。
(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/17227/sanpaitebiki.pdf>)